春日市母子寡婦福祉会

会　　則

春日市母子寡婦福祉会　会則

第１章　　総　　則

（名　称）
第１条　　本会は、春日市母子寡婦福祉会と称す。
（事務所）
第２条　　事務局を春日市母子寡婦福祉会の会長宅に置く。
（会　員）
第３条　　本会は、母子寡婦福祉法に規定される事実上の母子家庭、寡婦をもって組織する。
（目　的）
第４条　　本会は、会員の自主的団結により母子寡婦福祉の増進を図り、生活の安定・資質の向上・相互の交流により、明朗な社会生活の実現と子どもたちの健全な成長に努めることを目的とする。

第２章　　事　　業

（事　業）
第５条　　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）会員の福祉に関する企画及び運動
（２）会員の生活向上・自立支援のための相談事業
（３）関係団体との連絡・提携
（４）その他目的達成のための事業

第３章　　役　　員

（役　員）
第６条　　本会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　２名
（３）理事　　５名
（４）会計　　２名
（５）監事　　２名
計　　１２名
（役員の選出）
第７条　　会長は、役員の互選とし、総会の承認を得る。
２．副会長は、母子・寡婦の中から１名づつを、役員の互選とし、総会の承認を得る。
３．理事は、母子・寡婦の中から各中学校区より２名を選出する。１校区から２名の選出ができない場合は、定数を満たすまで、同校区より３名以上の選出を認めるものとする。
４．会計は、会長が委嘱する。
５．監事は、役員の推薦により決定する。

（役員の職務）
第８条　　会長は、本会を代表し、すべての会務を総括する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
３．理事は、本会の事業、活動を推進する。
４．会計は、本会一般会計及び特別会計の会計業務を行う。
５．監事は、本会の事業およびその会計監査を行う。
（役員の任期）
第９条　　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２．補欠により役員になったものは、前任者の残任期間とする。

第４章　　会　　議

（機　関）
第１０条　本会に次の機関を置く。
（１）総　会
（２）役員会
（総　会）
第１１条　総会は、本会の最高決議機関で毎年１回会長が招集する。
（役員会）
第１２条　役員会は、必要に応じて会長が招集する。
（決　議）
第１１条　総会の決議は、出席者の過半数により決定する。
２．役員会の決議は、役員の３分の２以上の出席により、議事を行い、過半数により決定する。

第５章　　会　　計

（会　計）
第１２条　本会の運営にかかる経費については、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。
（会　費）
第１３条　本会の会員は、会費を納めなければならない。
２．会費は、総会において決定する。
（予算・決算）
第１４条　本会の予算は、総会において議決された予算を執行する。
２．決算は、監事による監査を受けた後、役員会にて決議を受け、総会の承認を受けなければならない。
（会計年度）
第１５条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第６章　　会則および規程について

（会則の変更）
第１６条　会則の変更については、役員会で検討し、総会の承認を得なければ変更することはできない。
（規程について）
第１７条　規程の作成・変更については、役員会で検討し、総会の承認を得るものとする。
（特別会計について）
第１８条　特別会計とは、売店・自動販売機等の収益について設けるものとする。
２．売店・自動販売機等の収益以外に会計が必要となった場合は、随時、役員会で検討し、設けるものとする。また、総会の会計報告において報告する義務を要す。

附　　則

この会則は、平成１２年５月１５日から施行する。